

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（伊方発電所第3号機 設計及び工事計画（使用済燃料乾式貯蔵施設の設置）【6】」
2. 日時：令和3年3月25日（木） 10時00分～11時50分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

塚部管理官補佐※、井上主任安全審査官、堀口主任安全審査官、大野安全審査官、櫻井安全審査官、府川審査チーム員

四国電力株式会社：

原子力部 安全対策検討グループリーダー 他19名※

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子燃料計画グループ 担当1名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・伊方発電所3号機 使用済燃料乾式貯蔵施設の設計及び工事計画認可申請に係る審査でのコメント等管理表
- ・伊方発電所3号機設計及び工事計画に係る説明資料（耐震性に関する説明書）（使用済燃料乾式貯蔵施設）
- ・コメント No. 耐震-20 補足説明資料
- ・伊方発電所3号機設計及び工事計画に係る説明資料（使用済燃料乾式貯蔵容器の安全性について）（使用済燃料乾式貯蔵施設）
- ・乾式キャスクに係るコメント回答補足資料
- ・伊方発電所3号機設計および工事計画に係る説明資料（安全設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書）（使用済燃料乾式貯蔵施設）
- ・強度設計において、クラス3容器として扱うことの妥当性について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁サクライエース社、それから、
0:00:06	こちら済み燃料乾式貯蔵施設の設置工事に関わるヒアリングを始めたいと思います。それでは四国電力さん御説明をお願いします。
0:00:15	はい、四国電力のホリケです。本日もよろしくお願ひいたします。まず資料の確認でございますが、資料リストに従いまして、①番から②-1②-2、③-1③-2④⑤の資料で説明させていただきます。
0:00:31	まずは①の資料を
0:00:34	ご覧ください。
0:00:39	こちらの資料コメント等管理表になっておりまして、まずは耐震のほうから順に説明させていただきます。
0:00:49	はい。
0:00:53	四国電力のヨシダです。それでは耐震関係のコメントから回答させていただきます。①の資料の1ページめくっていただいて、
0:01:05	2ページの耐震関係のコメントについてコメント表に従って順に回答させていただきます。と思います。
0:01:12	それでは、耐震5のコメントから回答いたします。
0:01:17	あん式建屋の地下水の考慮の仕方について記載があるか確認することとコメントをいただきました。
0:01:25	配当としましては、地下水の考慮の仕方については記載がなかったため、補足説明資料に記載を追記しております。
0:01:33	お手元に資料②-1番を御用意ください。
0:01:41	こちらは添付資料9の耐震性に関する説明書の補足説明資料を抜粋したものにしています。
0:01:50	32ページをご覧ください。
0:01:55	背信計算についての補足説明資料2-5 応力解析モデル及び解析手法の概要についての治療におつ
0:02:05	応力解析モデル及び解析手法の概要に地下水の考慮の仕方について追記しました。
0:02:12	84ページをご覧ください。
0:02:16	こちらの第2-1表は、2ポツ外にある。
0:02:20	乾式建屋と原子炉補助建屋のモデル化手法を100した表になります。
0:02:25	この表の下部の備考欄の②に、
0:02:29	地下水が浸水等として対応するような関係にないため、容圧力等の水圧は作用しないという記載を追記しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:38	次のページをご覧ください。
0:02:42	こちらの図は伊方発電所の全容原子炉設置変更許可申請書の添付資料 6 より抜粋しました。
0:02:52	乾式貯蔵建屋周辺の地下水の調査結果の図です。
0:02:57	戦後地下水位を表しております。
0:03:00	こちらの図を見ていただきますと、地下水はEL10メートル前後のところにあります、
0:03:07	乾式建屋の基礎の底面のELと比較すると、地下水が精製塔として作用するような関係にないことを確認できます。
0:03:18	以上ではい信号の公園等の回答あります。
0:03:25	質問していいですか。
0:03:28	はい。
0:03:30	はい、お願いします。はい。
0:03:32	ですけども、この 35 ページの管長シェアはどうも 1 作るんですか、建屋応答いうA断面図ではない。
0:03:44	ということですか。
0:03:48	はい、お答えします四国電力シモグチと申します。右下 35 ページの図で、
0:03:55	これは乾式建屋の応答通る南北断面を示しておりますのでこの断面に乾式だけは存在します。場所と言うとですね、やや真ん中やや 15 校、
0:04:06	15 孔というボーリングがあろうかと思いますが、その直上が建屋中心になります。
0:04:13	何かこの標高見ていただくと一点鎖線で 21 円盤程度になっているのがわかりいただけるかと思います。以上です。
0:04:20	わかりました。ではそれだけもう一応大体いいわかるように実施していただけるとありがたいです。お願いします。
0:04:29	はい、承知しました。
0:04:37	次お願いします。
0:04:44	それでは続きまして海進 6 のコメントの回答に移らせていただきます。
0:04:51	地盤ばねの設定方法について説明内容を資料に反映することとコメントをいただいています。
0:04:58	配当としましては、地盤ばねは事案ぐ日本 6011991 追補版に記載の底面地盤ばねの適用範囲を確認し設定しています。
0:05:09	詳細につきましては、補足説明資料を御地へ説明させていただきます。
0:05:16	あと、
0:05:18	資料②-1-14 ページをご覧ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:27	こちらの地震応答解析についての補足説明資料 1-6、地震応答解析モデル及び解析手法の概要について、別紙 1 として地盤ばねのモデル化についての説明を追加しております。
0:05:42	18 ページをご覧ください。
0:05:46	こちらが別紙 1 になります。記載内容について説明いたします。
0:05:50	1 ポツ 1 経年底面ばねの部分をご覧ください。
0:05:56	底面の地盤ばねについては、じゃあぐに基づき、機器建屋基礎底面この地盤を 2 層地盤とみなし性層構成により算出した地盤定数を用いて弾性波動論により得られる動的地盤まで金利して設定しております。
0:06:14	あん式貯蔵建屋では、建屋周辺地盤に関する応札を踏まえて地盤真似によるモデル化を行っております。
0:06:24	20 ページの第 2-1 図をご覧ください。
0:06:29	ジアースによる地盤ばねは、
0:06:32	建屋基礎底面下の地盤を左側の図のように、一応地盤とみなしてモデル化する死亡。
0:06:39	それと、右側の図のように、二相 2 番と見出してモデル化する手法の二つに大別されます。
0:06:47	このため、
0:06:49	使用済み燃料乾式貯蔵建屋の周辺地盤状況を確認し、
0:06:53	一応地盤とみなすか 2 層地盤とみなすかどちらによるモデル化は適切であるかを応札しました。
0:07:02	20 ページの下側の第 2-2 の図をご覧ください。
0:07:07	差分やっぱり確認する地盤の範囲の水平方向の長さはジャムに示されている地盤をFEMモデルによりモデル化する手法におけるFEMモデルの解析領域合わせる記載を参考に設定しました。
0:07:23	こちらの第 2-2 の図は弱より引用したものになります。
0:07:30	どうも今日中の中で、領域率が建屋寸法に対する地盤モデルの解析領域の水平も費用さを示しております。
0:07:40	BXが建屋幅を示していますので、法FMEA若手や幅の約二倍NCでは建屋幅の約 3 倍の水平部の範囲を見ていることから、これらを勘案参考に確認する地盤の範囲は、
0:07:56	建屋幅の 2 から 3 倍の範囲としました。
0:08:00	21 ページの第 2-3 図をご覧ください。
0:08:08	こちらの図は建屋の周辺地盤について建屋幅に対して二倍 3 倍の範囲をEW断面NS断面のそれぞれで示しています。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:19	また各断面の図の右下には関係というふうに解するせん断波速度を箱書きで書いています。
0:08:26	じゃあちょっとコメント票上下しますが、アイシンコメント 15 番のコメント回答も兼ねております。
0:08:36	建屋幅の 2 から 3 倍の範囲に着目しますと、
0:08:40	せん断波速度一定なら m 毎秒以上の一級岩盤が水平方向及び鉛直方向に広がっていることがわかります。
0:08:50	また、気相と建屋応答に対して支配的となる基礎の直下の部分を見ますと、いけ岩盤の中でも 1903 と一級①の岩盤が多く占めていることがわかります。
0:09:06	これらのことを踏まえ、第 1 層が Vs1.7km 毎秒、第 2 層が Vs2.7km 毎秒である 2 層地盤とみなすモデル化が適切であると考えられます。
0:09:21	これらのことを踏まえ、使用済み燃料乾式貯蔵建屋では、建屋企画メーカーの地盤を 2 層地盤とみなし清掃個性により算出した地盤定数を用いて地盤ばねを設定しております。
0:09:35	以上のことは、
0:09:38	18 ページの 1 ポツ 1 ポツ 1 に考察として文章で記載しております。
0:09:45	ないって、
0:09:46	底面側面ばねについて御説明いたします。
0:09:53	23 ページ以降の断面図をご覧ください。
0:10:01	使用済み燃料乾式貯蔵建屋は地下階の内地上構造物であることから、地震応答解析モデルに側面の地盤ばねを考慮しておりません。
0:10:13	うん。
0:10:14	人たって建屋基礎の周囲は基礎よりも強度の低い埋戻コンクリートに囲まれています。
0:10:20	地上げには建屋の埋め込まれている影響も無視できる範囲の例として、基礎版厚さ程度との記載もあることから、今回のような比較的浅い範囲な見込みによる影響はないと考えられます。
0:10:34	説明した内容は 19 ページの 1 ポツ 2 側面ばねの部分に記載しております。
0:10:40	以上で耐震こ 6 のコメント回答を終了いたします。
0:10:47	規制庁井上です。
0:10:49	いわゆる
0:10:50	3 ページの
0:10:53	大事業後で、
0:10:55	左のほうに、埋戻コンクリート
0:10:58	というのがありますがけれども、これの目的 2 は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:03	何でしょうか。
0:11:08	1、
0:11:09	四国電力オカダです。
0:11:12	成功回答いたします。ええと建屋の周囲施工上はですね、指導地盤を取った上で、矩体を構築するという手順になりまして、何らかの埋戻しが必要になります。
0:11:27	下へと今回の建屋の集については、施行後の竣工後の使用性等々を考えまして、通常の土砂ではなくてですね、埋め戻しのコンクリートという計画としておりまして、その場合は通常 18 ニュートン程度の強度のものをを用いておりますので、
0:11:45	今回このような強度のコンクリートで埋め戻しているというような計画でございます。
0:11:52	以上です。成長井上です。
0:11:55	家庭の活動、
0:11:57	に対する抵抗ということではないでしょうか。
0:12:03	四国電力オカダです。
0:12:06	もちろん地盤安定のモデルの中でですね、この埋戻コンクリートっていうのは、このFCの強度に基づいて抵抗力として考慮してございますので、そういった効果も、
0:12:23	もちろん兼ね備えたものとなっております。
0:12:28	以上です。井上です。
0:12:30	建家安定の評価のときは、建家等地盤を凍結されているという仮定でいいんだと思うんですけども、それをいただき、
0:12:44	はい、四国電力シモグチでさんの地盤の評価を担当しております。ご指摘の通りで当社で等価線形解析のスーパーフラッシュ用いておりますので、建家の基礎と地盤の間、
0:12:56	コンクリート材料年版の間は接点共有高潔という構成則になっております。
0:13:04	規制庁井上です。建家の活動に対する安全性について、
0:13:14	説明していただけますでしょうか。
0:13:26	どうぞ。すみませんちょっと向かうお願いしたいんですけど、建屋の活動に関する評価の説明をというご質問でしたかね。はい規制庁井上です。そうです。阪手ホット側面の埋戻しの抵抗で抵抗すると思うんですけどもそれで。
0:13:44	大丈夫かどうかということを示していただきたいんですが、
0:13:49	はい、えっとですね、ちょっと
0:13:53	そうですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:55	地盤の安定性評価のために資料 9-1 の別紙という申請資料を渡しておりますこれは地盤の安定性評価の資料になるんですが、その中で、建屋基礎と、
0:14:09	地盤との間を通る滑り線というのを設定しております、これが所要安全率 1.5 満足するという形でお示しはしておりますが、
0:14:20	噛み合っておりますでしょうか。何か違う意味ですかね、規制庁井上です。その場合は
0:14:30	岩盤の滑り線岩盤中の設備選定するかどうかということで、活動。
0:14:36	の抵抗を示してるわけではないと思うんですけどもいかがですか。はい、はい。そういう意味では今日の質問リストの中にもおそらく関連の質問があると私認識をしております。ちょっと先走り形になりますが、耐震の 16 番のコメント、
0:14:59	はい。
0:15:01	はい。
0:15:02	はい、すいません右下 4 ページですかね。この中で、今ご質問の中に建家基礎投資地盤との接続部の滑り抵抗がどのようにモデル化しているかという御質問に対しては、私が今申した通り、岩盤側の $c$ $\phi$ で、
0:15:19	調査をしておりますということになるかと思うんですが、今の山九としてはそうじゃなくて、基礎と岩盤間のスリップはどうなんだという御質問ととらえましたんでその点でいきますと、
0:15:31	そうですね例えば
0:15:35	建築のもの本でいきますと、
0:15:38	建築基礎構造設計指針なんかでは、基礎底面は支持地盤と十分かみ合っている一体化施工がなされることから、その直下の地盤側のせん断抵抗の摩擦係数に換算して照査をします。
0:15:52	いうふうに書かれておりますし、
0:15:54	例えば土木側のもの本できますとそうですね、道路土工なんかはよろしいかと思いますが、そのスリップに対してはまず原則として現位置でせん断試験岩盤のせん断試験が行っている場合は、
0:16:08	岩盤が話いっぱいではよさせない場合は、
0:16:12	COO とみなしてスリップだけの青摩擦係数三次元と $\phi$ みたいなもので照査してもよいとわかりますが、
0:16:21	このような趣旨を踏まえると、一体化施工を打ち込み準備コーナーと岩盤不陸で岩盤清掃が必要じゃない状態にして打設すると。
0:16:32	今打ち込み準備工の後に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:34	脱設置されるという点においてばまあ教科書の通り、岩盤側がCbyで照査をするということで、slipの詳細は省略できるというふうに考えておりました。
0:16:47	以上です。
0:16:50	規制庁井上です。摩擦係数 0.6 からちょっと気に活動するかどうかというあたりを
0:17:00	確認したいと思ってるんですけど、宝でしょうか。
0:17:05	はい。すいません道路土工とか道路協議書かかれている 0.6 だと思うんですが、今日の前後を読みますと、
0:17:14	まずは現地試験例、
0:17:18	岩盤側のcφで照査しなさいと。
0:17:21	そのような照査が治験ができないのでは検量取水のダムとかペラペラの擁壁とかのときには、
0:17:29	C0 とみなして単純とφ0.6 でということが書かれておろうかと思っております、
0:17:36	この点原子力サイトですね当然岩盤のcφという方を私が読んでおるんですか。
0:17:44	0.6 が必要でしょうか。
0:17:51	試験結果を
0:17:53	というのは三番の
0:17:55	兵働ってということですね、まさかさようでございますすべてではないんですよ。
0:18:01	はい。
0:18:04	やっぱり滑りの評価もどうぞ。
0:18:07	されてるんじゃないでしょうか。
0:18:11	うーん。
0:18:13	そうですね、例えば
0:18:15	4 せん断試験は岩盤のcφを見てるんですけど、例えば、
0:18:20	弊社の場合Vsが大きくて、
0:18:24	試験坑なんかで上に凸の形状で実際にロックを切り出した上で、直接ロックに差異化してますが、
0:18:32	マサノブロックせん断試験であるかと思うんですその水平な岩盤面上に、
0:18:39	コンクリートのマス打設して、コンクリートにジャッキせん断力を作用させると、3 時どこで壊れるかっていったらコンクリートでもなくて、付着面でもなくて、
0:18:50	岩盤の紙ファイルで壊れるから岩盤のcφを求める試験として採用されてると思ってます、そういう意味では選択的に岩盤が破壊するというのは一般的に地盤の赤本なんかでも認められてると思っておりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:08	FLIPというよりは岩盤のcφでやることが、
0:19:12	保守的なんじゃないかなと思っておるんですけども。
0:19:16	規制庁井上です。そうしましたそのブロックせん断試験の結果で大丈夫だとい うことを
0:19:23	どこかで示していただければ。
0:19:26	はい。
0:19:28	はい。ちょっと今の関係の趣旨を補足資料で示しをさせていただきたいと思 います。はい、お願いします。はい。
0:19:44	はい。
0:19:50	はい。
0:19:51	お願いします。
0:19:53	はい。
0:19:54	四国電力のヨシダでした。それでは耐震のコメントについて回答いたします。
0:20:00	俗説明資料における建屋の応力コンター図において、応力は建屋中央で左右 日鋼材被災市対象となっている理由を説明することとコメントいただきました。
0:20:11	これにつきましては補足説明資料を用いて説明いたします。資料②の一番の 31 ページをご覧ください。
0:20:27	井沢耐震計算についての補足説明資料 2-2、応力解析における盤面の評価 部位の選定内に掲載されている推進Ss地震時のある組み合わせケースでの 応力コンター図を示した図になります。
0:20:43	いっぱい盤たコメントでは括弧Cの図の面内せん断力のコンター図につい てABドーム感が御青になっていて、CD通り間学校赤っぽい表現になってい ても上側の軸力の評価、表現のように、鋼材解消になっていないことについて コメントをいただいていたいました。
0:21:06	今回コンター図をそのままですが、本ノ図の左側に変形のイメージ図と右側 のスケールに面談せん面内せん断力の向きの定義について追加しておりま す。
0:21:20	テール状の中央の緑から赤にかけての部分右に傾くような変形、
0:21:27	緑から青にかけて成り行きに火山くような変形にを表しております。
0:21:34	これと、コンター図を照らし合わせると、いろいろ構造材で対象にはなっていま せんが、変形はさて夜中申請に対して対象になっているということは読み取れ ると思います。
0:21:48	以上で耐震のコメント回答あります。
0:21:56	はい、結構です。
0:22:01	はい、続きまして耐震の 8 番です四国電力シモグチです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:06	今度は地盤の安定性評価のコメントです。前回の対象機器が設置変更許可号に上載計算をしまして、その際の条件変わったのという御質問に対して建屋の重量が約4%程度重くなっておりますので、上に載せるモデルを書いておりますという話をしたところ、
0:22:25	その記載を残しておくことというコメントでして、またあわせて、
0:22:30	重量に加えて剛性についてはどのように設定しているかというご質問に対して前回上流側建屋の耐震計算書のモデルを拝借してましますと言いますという話をしたところ、それも記載しておくようにということでしたので、右の通り申請書
0:22:47	資料9-1の別紙、これは地盤安定性評価関係の資料になりますが、の解析モデルの小児科線を追記することといたします。
0:22:56	すなわち建家のモデル化重量や剛性等については本工事計画における
0:23:04	資料9-12-1、これ建屋側の地震応答解析の資料ですが、のモデルを設定すると。
0:23:11	加えてなおということで重量が設置変更許可申請から約損4%増加しているという記載を残しておこうと思います。以上です。
0:23:28	ね。
0:23:29	じゃあ次お願いします。はい。
0:23:34	はい。
0:23:39	うん。
0:23:41	はい。
0:23:42	はい。変わりました、四国電力のヒラタを回答させていただきます。
0:23:47	耐震コメント9ですが、
0:23:51	資料9-1-7
0:23:53	静的地震力については、使用済み燃料乾式貯蔵容器が設置された建物構築物に対しては、Cクラスの地震動を適用するという理解でよいかなお資料9-1-1-2では、
0:24:06	使用済み燃料乾式貯蔵容器の周辺施設の設計についてはCクラスに準ずるものと、
0:24:13	記載しているとのコメントいただきましたが、これについての回答ですが、
0:24:19	資料9-1-1の(2)の周辺施設の設計については、
0:24:24	Cか範囲準ずるものとする等の記載は、
0:24:28	設置許可基準規則の解釈の別記に基づき、周辺施設全般の設計方針を記載しているものです。
0:24:37	週済み燃料乾式貯蔵容器が設置された建物構築物については、
0:24:44	使用前燃料乾式貯蔵容器の間接支持構造物に該当するため、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:49	資料 9-1-2 の(6)。
0:24:52	の基準地震動Ssによる地震力を適用することとくたさせして記載しております。
0:24:59	対しコメント 9 のコメント回答は以上です。はい。規制庁の実績。
0:25:05	すみません、使用済み燃料乾式貯蔵容器が設置される建物構築物は周辺施設ではないんですたっけ。
0:25:15	周辺施設に該当します。
0:25:19	なのでAct主義施設なんで一応Cクラスも適用した上で、Ss
0:25:27	結果先週構造物としてSsに耐えるということになると思うんですけど。
0:25:31	この両方の概念図は両方が適用されているということで理解でよろしいですか。
0:25:39	もちろんSsでTHAIられればCクラスの当然だと思うんですけど。
0:25:43	はい。ご認識の通りで、
0:25:46	やります。
0:25:48	はい。だからこの説明は何かSESだけが適用されてますっていうふうに見えるんですけど。
0:25:57	周辺施設としても一応かかっているさらに間接支持構造物として説明わかってるっていう理解でよろしいですね。
0:26:07	はい。その通りです。
0:26:10	わかりました。
0:26:15	はい、わかりさんありがとうございます。
0:26:19	はい。
0:26:21	よろしければ次のコメント回答に移りたいと思います。次お願いします。
0:26:28	はい、耐震コメント 10
0:26:31	資料 9-1-12 ページ、2 ポツの記載についてですが、設置。
0:26:39	許可申請書と整理が変わっている理由について説明することのコメントですが、回答としましては、
0:26:48	回答の場所については、こちらの記載ミスであったため、ご指摘の通り、設置許可に合わせる形で、
0:26:56	修正いたします。
0:27:00	コメント 10 の回答としては以上になります。
0:27:04	規制庁の深さですけれども、ちょっとこの点に確認させてください今の工認ではちょっと記載するという風にポツで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:14	1 キャスク容器そのものと、キャスク容器が設置された建物構築物の二つについて(エ)括弧BMされていてまず預金が設置されているとってもの構築物(エ)ですね、これについてはとか、
0:27:30	資料 9-1-11 年のところの交通の建物構築物の各書いてあるところで読むというそういうまず認識でしょうか。
0:27:41	はい。
0:27:46	資料
0:27:54	すいません。今確認中でございます。
0:28:19	四国電力の村上でございます。すいません。資料 9-1 を今手元に開きましたので、お手数なんですけどもう一度ご指摘の仮称ご教示いただけないでしょうか。資料 9 しかになっていることから、
0:28:40	ちょっと
0:28:41	記載ミスという
0:28:43	そういった形で、やはり今ここで書かれている(エ)に
0:28:47	されているのがキャスク容器が設置された建物構築物の話で、これから載せつけてもらうと既存記載モデルとなる等、資料 9-1-11 って、
0:28:59	次交通の確保へのところで 100 容器が設置された建物とずっと自分のかなと思ったんですけど、まずその認識は出ますでしょうか。はい、四国電力の村上でございます。ご認識の通りでございますので次に括弧Bキャスクそのものについては
0:29:17	資料 9-1-11 の機器配管系の確保のところで読むっていうそういう意味ですか。
0:29:28	はい。ご認識の通りです。
0:29:31	今 1 ポツで常時作用している荷重があって、
0:29:35	各自ぽつの 9-
0:29:38	19-1-11 月の常時作用する荷重が荷重が書いていなくてですね、ここも含めて記載がちょっと誤りだったっていうそういうことですから、事実誤認によっては、
0:29:53	設工認でこのgポツっていうのは、特に
0:29:59	津浪のハカとかですねそういったところ、もうええとこ出して記載をしているところでした、却こうここに記載するのは、適切ではないということで設置許可の整理が正しいということで、先ほどご認識いただいた通り青いポツ、
0:30:19	2 ポツで読むのが要望という設置許可の整理か、ただしかろうということで今回修正をさせていただきたいと考えてございますかね。わかりました。確かね。
0:30:34	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:37	あっちますでは次お願いします。
0:30:41	はい。
0:30:43	よろしいですか。
0:30:49	はい。
0:30:50	おっしゃる通り、
0:30:55	それと、
0:31:00	はい。
0:31:01	議長。
0:31:05	すみませんちょっと音声聞き取りづらかったんですけど、御質問としては申請書を直すのかというご質問ですかね。
0:31:12	はいその通りさの補正のときにこのように直しますということでございます。
0:31:19	1番目が、
0:31:20	はい。
0:31:24	はい、四国電力ヒラタです。
0:31:27	耐震十一番のコメント回答します。
0:31:30	資料9-1-14 使用済み燃料乾式貯蔵建屋の許容限界は耐震クラスの異なる施設を支持する建物構築物を適用するという理解でよいか。
0:31:44	また、本体審査時において耐震クラスの異なる施設を支持する建物構築物に該当するものの具体例は何かとのコメントですが、こちらの回答としましては、
0:31:57	まず耐震クラスの異なる施設については、ご認識の通りであります。
0:32:04	具体例についてですが、本体審査では、海水ピットポンプ室や、海水管ダクト及び海水ピットスクリーン室が該当します。
0:32:15	耐震11のコメント回答は以上です。規制庁OSありがとうございます。
0:32:21	これ具体のところなんですけど、例えば海水ポンプ室っていうのは海水ポンプがSですかね、のほかにBとかCもその中にあるからこういうのが該当するっていう意味。
0:32:33	よろしいでしょうか。
0:32:36	はい、四国電力ヒラタです。こちらの施設につきましては海水ポンプがSクラスで、それ以外の支持構造物類がノンクラスとなっております、
0:32:51	Aのプラスとなっております。
0:32:53	四国電力の村上です。ちょっと補足をさせていただきますとご認識の通りあの海水ピットポンプ室には海水ポンプ、Sクラス施設を設置しております。で、構造物間接支持構造物の海水ピットポンプ室、次回はノンクラスとしてエントリーしてしますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:12	海進クラスの異なる施設を支持する建物構築物ということで、海水ピットポンプ室自体はSではないけども、そこらそう指示するというので、今回の申請と同様の
0:33:29	括弧Cを適用するというものとして挙げさせていただいております。以上です。はい。規制庁のS、ほとんどの建物をとかはノンクラスだと思うんですけど機能を持っていない建物は、
0:33:44	そういったものは全部ここで読むことになるっていうことという理解でよろしかったでしょうか。
0:33:51	はい、四国電力の村上でございます。ご認識の通りです。わかりましたありがとうございます。
0:33:58	次お願いします。
0:34:01	アイデア続きまして耐震 12 と 13 について四国電力各紙の方から回答させていただきます。まず耐震重任こちら米印がついては、この意味は何かということでご指摘しませんこれ 52 ございましたので削除して
0:34:15	父削除して申請書のほう反映したいと思います。次耐震 13 のほうでございます。こちらへ耐震設計をされて加速度の静的震度についてスクラムの信号としてその理由を説明することと、また用いる具体例は何かということでございますが、
0:34:32	まずですねと静的振動を使うものとしましては今回Cクラス線準じて設計する周辺施設について、静的震度を使いますのでこのときに使う静的線量としましてはCクラス線準じることでございますので、1.0Ciのあったように 10% ました 1.2Ciを
0:34:49	用いますでここで、Sクラスの震度 3.6Ciを書いている理由でございますが、なお書き以降書かせていただいておりますが、既設ええと、これまでの工認でも、Sクラスの静的震度による 3.6Ciを代表して、こちらの資料に記載しておりますね、実際、
0:35:06	それぞれの市設備に使うときは、上で申し上げましたCクラス相当のものでございましたら一定に視野に換算して用いるでSクラスのものがもしありましたら、経産 6000 使うというものになっておりますのでそういう例を記載しております、ここは政府クラスの振動記載している次第でございます。
0:35:24	耐震 1023 の説明は以上でございます。
0:35:37	よろしければ次回回答耐震重要進んでよろしいでしょうか。規制庁のS波アイデアをします。次お願いします。
0:35:49	四国電力のヨシダです。それでは、耐震重要のコメント回答に移らせていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:56	資料 9-12-1、第 3-1 表 3-2 表のせん断断面積について、どの部分を、が面的として考慮しているかどうか支配そまた配置校周辺のバットレスのせん断断面積はどのように強化していれば示すこととコメントをいただいています。
0:36:13	名は地震応答解析の諸元についての表に対するコメントになっておりますと、回答としましては、即説明資料を用いてご説明させていただきたいと思ます。
0:36:25	資料を②の一番の 4 ページをご覧ください。
0:36:34	今の地震応答解析についての補足説明資料 1-4、地震応答解析における耐震筆記のスケルトンカーブの設定の資料に記載を追記しております。
0:36:48	8 ページの第 3-2 図をご覧ください。
0:36:55	第 3-2 図にせん断断面積として考慮する壁の一応EWNS方向NS方向に分けて、部材番号 1 から 5 について順に示しています。
0:37:06	図中の黒塗りになっている部分がせん断断面積として考慮する部分となっております。
0:37:14	続いて 13 ページをご覧ください。
0:37:22	第 3-3 図は排気交付金のバットレス部のせん断断面積の設定方法の概念図となっております。
0:37:30	左側の図がはっきりそのもとの形状の概念図になっておりまして、上側のグレーの部分が、応答解析モデルにおける部材番号 1 の部分に該当する部分、北側の白いぬんが、応答解析モデルにおける部材番号②に該当する部分になっております。
0:37:49	円断面積を設定にあたっては、白い部分と、グレーの部分のそれぞれでそうにおける上端と下端の平均の長さを考慮して、右側の図のような平均的な断面積を持つ壁に置き換えて設定しております。
0:38:07	以上で説明を終了いたします。規制庁井上です。13 ページのこの売店員数ですけれども、こういった評価方法は実績があるのでしょうか。
0:38:26	四国電力オカダです。
0:38:29	この日本海のようなペーパー上のバットレスの形状っていうのはあまり実績がない。少なくとも伊方発電所の建屋では実績はないものとなっております。一方でこのような形で採用した理由ですけれども、一部廃棄。
0:38:49	部分というのが押す連絡計上しておりますので、耐震的に安定させるという観点で、このようなものを設定してございます。
0:38:58	以上です。
0:39:00	はい。
0:39:02	承知しました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:07	一井さん。
0:39:10	では続いて、耐震 15 のコメント回答に移らせていただきます。
0:39:17	代休すいませんかつやすいですか。
0:39:19	はい。
0:39:26	次設工認からの整理として静的震度 3.6 水害を代表して記載しているためですけれども、ちょっと、例えばですねなかったとそういうものがあるかどうかは全部把握してないのではちょっと仮定の話なんですけど、やっぱB
0:39:42	クラスCクラスの申請があった。
0:39:45	のものがもし今設置既設工認だったんですねその場合においても 3.6Ciで記載しているという理解なんですか。四国電力の村上でございますご認識の通り 3.6Ciのみ申請をしておりますしてBクラス、Cクラス設備であれば日プロセスであれば 1.8CIです。
0:40:05	ここではあるに 1.2Ci-Cクラスであれば÷3 を用いて設計に用いてございます。
0:40:12	わかりました。
0:40:15	ありがとうございます。すいません。戻っていただいて、15 に戻っていただいた時期です。
0:40:21	ICT施策実績言い方ではないけど、
0:40:26	どうぞ。
0:40:27	ほかに。
0:40:29	あるんですかね。
0:40:34	四国電力オカダです。すいません他の発電所の実績を十分把握してないところがございましたので、伊方発電所の例としての御回答させていただいてました。
0:40:44	以上です。
0:40:47	はい。
0:40:50	ちょっと
0:40:53	ちょっとすいません。
0:40:56	人も来てもらっていますか。
0:41:01	規制庁なのですが、耐震重要なコメントなんですけども、ちょっと前例は今のところに当たらないということなんですけど、これの扱いが適切かどうかについてはちょっと引き続きこちらでも検討させていただきます。
0:41:20	四国電力オカダです。承知いたしました。ちょっと1点だけ補足をさせていただきますけれども、はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:41:27	今回は例えば 8 ページですとかせん断断面積の考え方、像ですね、追加させていただきます。
0:41:36	今回のバットレスに当たるところは 8 ページにお示している部材の番号 1 と 9 ページにお示しております部材の 2 になります。
0:41:46	この中でバットレスのところは図の賛同理論通り 5 通り 6 通りとなっております、この黒い今日黒く色塗りしておるのが今回等価な断面積として設定させていただいた寸法で
0:42:04	この理由をさせていただきます。後ご覧いただいたわかるかと思うんですけれども、せん断断面積の絶対量としてはもともとこのバットレス部分って小さくございますので、泊あるけども工学的判断ということで今回このような等価な面積を設定するという考えに基づいて、
0:42:22	設計しております。波速については以上です。
0:42:27	規制庁のS、ありがとうございます。その情報も踏まえた上では検討いたします。
0:42:36	次、
0:42:37	では次お願いします。
0:42:40	はい。
0:42:41	それでは一旦、耐震 15 のコメント回答に移らせていただきます。
0:42:46	いえ。
0:42:47	9-12-1 第 3-3 表の地盤のせん断波速度について敷地の速度構造がわかる断面図等の資料を示すことをコメントでした。こちらにつきましては先ほど何配信コメントの 6 番とあわせて回答いたしましたが、
0:43:04	〇2-1 の資料の 21 ページ。
0:43:12	補足資料 1-6 の資料の第 2-3 図の断面図の右下の部分に箱書きで関係転倒せん断波速度の関係について聞かせていただいております。
0:43:27	以上です。
0:43:30	はい、ありがとうございました。次お願いします。
0:43:34	はい。
0:43:35	はい。続いて耐震の 16 番です四国電力シモグチです。
0:43:39	いうテーマ変わってこちら地盤の安定性評価になりますが、コメントの趣旨としては、
0:43:45	地盤の安定性評価側の申請資料 0 見えている刻ま形状と建家の耐震計算書側の基礎の形状が何か違って見えますと、それはなぜかというのが 1 点目の質問。
0:43:58	でございました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:59	すいませんわかりにくくて恐縮だったんですが1点目のところに書いてございます通り地盤側の資料ではですね滑り面が通らないところ、
0:44:09	地盤以外の材料についてはひとくくりで資料の喜代治とする関連がございまして、このように見えております。従って建屋起算加えて先ほど耐震6のコメントでも議論がありましたが、
0:44:22	採用の埋戻しコンクリートを含めて資料の9市としておるものです。
0:44:26	Rayleighなお例えば北の端の形状は、建家の耐震計算書で写っている形状が正でございます。
0:44:34	2点目については先ほど耐震8でちょうどいたコメントとあわせまして、耐震8の通り、対応させていただきたいと思っております。
0:44:46	16番は以上です。
0:44:50	はい。
0:44:52	もしコンクリートすごいっちゃいんですね。
0:45:00	次お願いいたします。
0:45:07	それでは海進時側について回答いたします。1の附属説明資料を1-14まとめにおいて積雪が15積載荷重の比較の結果、積雪が15積載荷重に包絡されるとあるが、1-5ページ、第2-2の表、
0:45:24	の下の積載荷重には、設計荷重が含まれているカメイ企画の必要はないのではないかとコメントいただいております。
0:45:32	7に関しては、御指摘の通り、積載荷重の3000ニュートン毎平米は積雪荷重の1425万平米を含んだものになっております。
0:45:43	何の表は積載荷重と積雪荷重の大小関係を比較する観点からお示しているものになります。
0:45:51	なお、と伊方3号機が再稼働工認におきましても同様の表を掲載しております。
0:45:58	以上です。
0:46:02	そう。
0:46:03	では続きまして耐震18のコメント回答に移らせていただきます。
0:46:09	補足説明資料1-1参考2-1の表、こちらは地震応答解析モデルの概要について、乾式建屋と原子炉補助建屋を比較した表に出たと思いますが、こちらの材料物性について、コンクリートのヤング係数が原子炉補助建屋のヤング係数と異なっている。
0:46:29	理由について説明することとコメントをいただいております。
0:46:33	回答としましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:35	コンクリートのヤング係数は、原子炉議原子力施設鉄筋コンクリート構造計算標準の算定式に基づいて設計しております。
0:46:46	このコメント回答欄の下部にあるCEAの抜粋を載せていますが、こちらの式では、コンクリート強度のFCIに基づいてヤング係数を算出しており、原子炉補助建屋はNCが 26.5 ニュートン
0:47:01	平方ミリメートル乾式建屋ではFcが 32 ニュートン毎平方ミリメートルであるため、値が異なっております。以上です。折損し、これは使ってるコンクリートの種類が違うということです。
0:47:16	強度が違うし、強度が違うということです。
0:47:27	はい、わかりました。
0:47:38	次お願いします。
0:47:41	では続きまして耐震 192021 について四国電力カワグチより回答させあげます。まず耐震 19 でございますが、こちら、地方図面の緩衝という建屋上Sクラス施設が挙げられているが、Sクラス施設容器の完成支持構造物なる部分は建屋の基礎のみと。
0:48:00	あるという理解でよいかとそういうあればそれがわかる記載することでまた申請書も含めて、貯蔵建屋上屋という単語突然出てくるとお考えが不明確な部分があるので定義をすることで、関係わかり
0:48:13	することというコメントいただいております。回答としましては、果たして関する説明書におきますおいでの使用済み燃料干渉建屋については二つありまして、使用済み燃料乾式貯蔵容器の支持機能を有する範囲を含む場合は、使用済み燃料干渉の建屋で記載しておりまして、
0:48:29	使用済み燃料緩衝液の支持機能を有しない範囲のみをさせたときは、使用済み燃料乾式貯蔵建屋括弧上屋と表記しておりますのでまた以降で指摘ありました通り、使用済み燃料乾式貯蔵容器括弧上屋の定義というのが説明書上どこにもありませんでしたので、
0:48:48	今回説明差し上げた考え方を明確化するため、当該用語が初めて出てきます。資料の 9-4、
0:48:55	絵のほうに来囲わに入れ替えておりますが使用済み燃料監視貯蔵建屋を構成する部材のうち、使用済み燃料乾式貯蔵容器の支持機能を有しない範囲のみを指す際は使用済み燃料館所蔵
0:49:10	建屋括弧上屋と表記すると、資料 9 耐震性関する説明書において以下同様とすると記載してCAQ上屋の定義明確にして関係がわかるように記載したいと思っております。
0:49:23	39 以上となります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:27	続きまして、
0:49:28	続きまして、耐震の二重注いさせているんですか。はい。
0:49:40	基礎マップです。
0:49:42	ですから県民から土地です。
0:49:46	じゃあ、よろしいですか。
0:49:51	創出の部分にかけ、
0:49:53	すみません。
0:49:57	今言ってるの。
0:50:02	こういう
0:50:05	表の中に表。
0:50:08	規制庁のです。すみません。今の 19 で貯蔵建屋困わやという単語をガス発電 出てエアーを変えていただくってことなんですけども、これは 9-4-2 ペー ジのない
0:50:22	第 4-1 とのの中に書くという理解でよろしかったでしょうか。
0:50:26	はいそうですねの 4-1 表の波及的影響ボス考慮する施設として上屋という単 語ここが初出してございますのでここで注記を打ちまして、今回回答差し上げ たいような定義を引き続きすることにしたいと考えております。
0:50:43	むしろそれを目指すのか。
0:50:44	いや、
0:50:46	この後、ちょっと
0:50:47	よってもってはい。
0:50:49	全般のところですか。はい。
0:50:52	はい。
0:50:53	ありがとうございます。次お願いします。はい、では続いて耐震について、
0:50:59	回答差し上げます耐震 20 こちら波及的影響について建屋の結果でも記載し ているが波及的影響についてどのように検討して最終的に建屋だけ波及的影響 検討進むなったのかがわからないので、具体化した上で、周辺施設に対す る設計方針を具体的に審査書で読めるように、
0:51:16	することというコメントをいただいております。こちら回答としましては、ごめんと いただきました通り波及的影響施設の抽出過程の詳細を追記することといた します。今回、資料としまして資料②-1 と②-2。
0:51:32	どのような追記をしますかという案を載せております。内容としては同等になり ますので②-1 のほうで代表して説明させていただきます。②-1 の右下のペ ージ資料 36 ページ、こちら 3 ポツ周辺施設の波及的影響の検討についてと いう資料がございまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:49	今回指摘いただいた箇所としましては、指摘いただいて追記する箇所としましては右した 56 ページ以降となります。
0:51:58	56 ページ以降をお願いいたします。
0:52:03	こちらとコメントいただいた際は移動する際、赤字で書いておりますが、6 ポツ 1 ポツ 2 として抽出結果として、またコメントいただいた通り、建屋が抽出されましたという結果のみ記載しておりました。ここについてコメントを反映しまして抽出結果のところに、まず前段でどうい。
0:52:21	施設がありますよという述べた上で、それぞれの施設について、どういう観点から抽出して波及的影響恐れがあるのかないのかを見ましたというのを追記するようにしております。
0:52:33	あと、56 ページは屋外でございまして、後ろの方いきますと言うと 50
0:52:39	8 ページ 59 ページから同区ない施設がありまして、これについても同様のよう
0:52:45	に記載しております。
0:52:45	例えば屋内施設でございましたら井戸 60 ページなんかで
0:52:51	60 ページなど括弧一番は、これは建屋上屋でございましてこれは、こういう
0:53:08	観点から抽出して SS に対して参加者設計としましたことで例えば(2)のクレーンでありましたら、設置許可などでも説明申し上げた内容でございまして、どう
0:53:15	いう観点で、
0:53:15	確認をして 9 で敬語を要さない施設であったか確認した経緯結果を載せてお
0:53:18	ります。
0:53:18	こちらの添付資料のほうに燃え止まる 2-2。
0:53:28	が前の 2 に示すような形で添付資料側にも反映したいと考えております。
0:53:28	また書きで書いておりますが、クレーン度につきましては、コメント趣旨踏まえ
0:53:38	まして、乾式キャスクを安全に取り扱うことができる設計とする旨を
0:53:38	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針において明確化すると
0:53:54	ともに、詳細については添付資料の資料 10-3-2-1 のほうに追記すること
0:54:02	としております。その詳細内容につきましては、今回お出ししている資料の③
0:54:05	-2 のほうに、
0:54:05	記載例載せております③-2 をお願いいたします。
0:54:05	実際、
0:54:05	③-2、こちら密封容器の強度計算方法の抜粋になっておりましてこのように
0:54:23	記載しますよということで内容としましては、文章の上から 4 行目、こちらと天
0:54:23	井クレーンではで始まるところでございまして、天井クレーンの
0:54:23	設計、設計について記載しております。そっからもう一段落差がありましてええ
0:54:23	と搬送台車を搬送台車についてもクレーンと同様に道路の設計方針するか記

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	載さしてしております。それぞれ仕様につきましては、右下 2 ページ目、表形式で
0:54:41	ママ巻き上げ速度等、
0:54:43	その詳細を書いております。
0:54:46	体制 20 につきましては、以上のような形でコメント趣旨踏まえまして、
0:54:51	添付資料補足説明資料に詳細に追記するようになりたいと考えております。以上です。
0:54:59	確認ですけど。
0:55:03	36 ページは、補足
0:55:08	②は
0:55:12	申請書のほうに補正で入れてくるってということで、それから日程と同数です。
0:55:19	硫酸、
0:55:24	その後認識でございます。
0:55:28	密封機能共同計算。
0:55:35	はい、四国電力ホリケですはいその御認識ございまして現在はですね③-2、ここまでクレーンと搬送台車についての通せ使用については記載しておりませんのでですね、そこを拡充する形で補正のときに添付資料として、この形で補正させていただこうと思っております。また、
0:55:55	コメント回答資料のほうで先ほどカワグチのご説明しましたが、基本設計方針申請書の基本設計方針のほうにつきましてもですね、天井クレーンや搬送台車が感知気が付く安全な使えるというふうに記載をしてその具体的な詳細としてこちらの③-2。
0:56:12	のほうに防融資をしているもので安全に扱えるというふうな紐付けを考えております。
0:56:23	そう。
0:56:49	はい。
0:56:56	回答の方続けてよろしいでしょうか。
0:57:00	はい。
0:57:27	はい。
0:57:28	ありがとうございます。じゃあ次の質問どうぞ。
0:57:33	はい四国電力カワグチでございますのでは耐震 21 について回答させていただきます。21 番のほうコメント内容としましては、使用済み燃料監視貯蔵施設の設置がほかのSA対策等に悪影響を下げるということについて説明すること。
0:57:47	そして、例えば耐震の観点等で示してくださいというコメントいただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:54	こちらと回答としましては、まず 1 の関係として点物の方で使用設備の平地の状況明した平面図及び断面図というものを示しております。こちらのほう確認いただきますと、使用済みの干渉送達施設が設置される。
0:58:08	建屋の周辺には、耐震重要施設等がないエリアになっております。そのため、使用済み燃料感触を施設を設置することによって、今回例示いただいたような耐震重要施設等に影響をソガワないと考えております。これまたがキレート耐震重要施設、耐震の観点で、
0:58:26	即答で補足しておりますが、先ほど波及影響の説明の中でもありましたが、使用済み燃料監視貯蔵建屋は自然現象等に対して、乾式キャスクの安全機能を損なうおそれがないよう設計しておりますので、設置する場所で自然現象等の影響を考慮し、したとしても、
0:58:43	SA対策等への悪影響を起こさないと考えております。以上です。
0:58:49	はいありがとうございました。
0:58:55	ヒラタ
0:58:59	コアへと添付図面のほうと申請書のほうにも入っております。特に資料の反映等もないと考えております。
0:59:15	はい。
0:59:19	市としては、
0:59:22	2号炉、
0:59:25	PAR
0:59:26	それとポイントなんだっけじゃあ、正直、
0:59:29	ちょっと力不足というか、
0:59:35	とりあえずわかりましたけど、
0:59:38	引き続き、
0:59:41	入ってもらえるかもしれないです。また別途、
0:59:44	いますね。はい、21。
0:59:56	どうします。
0:59:59	規制庁ツカベですけど、その選定本来であれば、許可のときにもちょっとちゃんと今の点を御説明いただき、
1:00:07	来べきだったかなと思っているので、
1:00:10	今回改めてご説明いただきたいと思っているので、補足説明資料で御説明いただければと思います。
1:00:23	以上の質、
1:00:28	四国電力ホリケ債了解いたしました。
1:00:37	では耐震関係のコメントを再以上になりますので、続いて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:42	はい、続けさせていただきたいと思います。はい、すいません。
1:00:53	定義されていないとわからないんでという形で資料の
1:00:57	いうようなところで営業していただくという話があって、それについては明日でまず1週間においてですねこの間接支持構造物と波及的影響考慮すべき施設というのは特段建家でひとくくりで書いていたかと思ってPd設工認においてですね、はっきり的影響考慮
1:01:17	連結について早々という形で効率的というですね、明確にした形にさせていただいたかと思えますって同様な形ですね数で支持構造物についてもですね、間接支持機能を有する部位を崩した形での記載はできない。
1:01:34	かなってちょっと思ったんです。ただ記載可能でしょうか。
1:01:41	四国電力の村上でございます。今回の乾式建屋というのが非常に単純な構造で間接支持としては、基礎しかないっていうでございます。一方でですね同様の原子炉建屋とか原子炉補助建屋をイメージいただく等、
1:02:00	そちらとですね記載をそろえておきたいというところもありまして、例えば原子炉建屋であれば、一番下に設置しているものもあればELが非常に高いところにSクラス設備を設置しているものもでございます。そういったものについて、
1:02:20	例えば間接支持について、基礎であったり壁であったり、有価であったりというのを全部明示していくというのは非常に当申請書としては煩雑になろうかと思えます。そういった横並びを見た。
1:02:35	上でですね、間接人員については間接支持を含む場合は、建家高で波及影響を及ぼす可能性がある部分のみを特出しする場合は、例えば原子炉建屋であれば、原子炉周辺補機報のFHBの
1:02:54	屋根の部分の特出しで書いていたり、今回であれば、原子炉をし、使用済み燃料貯蔵建屋のお会い後というふうの特出しをして書いているというところで横並びをはかったほうが他の建屋と。
1:03:10	横並びを見た観点ではいいかなということで今回こういった記載をしてございます。
1:03:17	確かにご指摘の通り、構造が単調な建屋でございますので課金は経路ということであれば、書き分けることは可能でございますが、横並びを見た上でご判断言ったが、ご判断いただけたらなというふうに考えてございますし、説明がですね、事実
1:03:37	当時していただきたいんですね、これがもし本体施設の何かしらの建屋において基礎気がつかず時であった場合に、プレナム等ちょっと言ってはいけてまたその背景としてはですね今回のキャスク審査における解釈別記ところで最終日気温、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:03:56	災害の中にですね、基礎という形で明示しているんで記載されています。この心としては別に壁や天井設けなく基礎だけに固定してきずということが許容されているかどうかなんですけども、そのような形の解釈別記 4 適合の観点で
1:04:15	今回はですね間接支持構造物が基礎だけあることを掲示できたら環境適合としてもよいのか、ちょっと設置許可のところをそこを成立すれば、
1:04:25	よかったのかなということもあったり、ちょっと今平行して行っている玄海のほうではですね、そこら辺、明確にしてもらったりとしているところもあるのでちょっとそこは明確にできてないよ良いかなと思ってちょっと申し上げてるんですけどもいかがでしょうか。
1:04:45	当四国電力の村上でございます耐震計算書も含めてすべて建家のみではなくて建屋基礎、建屋壁建屋、
1:04:57	ワイヤーみたいな感じで、書き分けて欲しいというべきべきを解釈も踏まえてというご指摘と認識してよろしいですかね。
1:05:09	そうですね。そっか。
1:05:13	壁壁終わっているというよりは、
1:05:16	ツカベというか上屋ということですよ。はい、そうですね、はい。Guideでその貯蔵施設、
1:05:24	自分が建屋貯槽建屋内貯蔵建屋等と外というふうにかけているので、ちょっとこれに従って沿ってちょっと我々と診察したいので、それが判断できるぐらいにかけていただけるとありがたいです。
1:05:40	例えば間接支持構造物を少し示してるところが建家の基礎といったような表現にさせていただくとか、
1:05:53	はい四国電力の村上でございます。できるだけ書き分けるように、建家と記載している部分を検討して参りたいと思います。以上です。
1:06:06	ありがとうございます。
1:06:10	はい。
1:06:12	っていうか、
1:06:14	あれは進んだ審査考え
1:06:20	お客さん耐震終わって、
1:06:22	全般からすみません後さっきの最初の 20
1:06:27	ていただけるっていう、
1:06:29	例えばですけど
1:06:31	制度ルートとか、四角書きのなんていうんですか、マスキングとかでいるので、アクセスルートを示して、
1:06:42	使用済みで、建屋がどう

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:45	ぶつからないよとか示していただくとかそういうのがあるかなと思ってますので、よろしく願いいたします。あと今日の資料じゃないんですか、規制庁井上です。9-9-1の
1:07:03	今、
1:07:05	資料の
1:07:07	9-36 スラッシュE-ページます立てを建築物の支持機能の維持、
1:07:16	そういうところがあって、使用済み。
1:07:19	燃料貯蔵容器等の敷地面積が要求される建物構築物ができ、コンクリートの場合はSsに対して耐性の3000体ひずみ3.1の許容限界を超えない設計とすることとあって、
1:07:36	この3.1-9件書いてもらっているんですけども、今回こういう仮定はない。
1:07:44	と思うんですがいかがですか。
1:07:51	です。
1:07:53	四国電力オカダです。ご認識いただいている通り、今回壁の建屋の壁の部分で、評価の対象はワイヤーと称しております。部分で、そちらについては波及影響の観点での評価になりますので、今日限界としては市間接支持の場合の2000マイクロではなくて、
1:08:12	終局強度ということで4000マイクロを使うこととしております。以上です。
1:08:21	規制庁井上です。この部分の記載ちょっと紛らわしいのですか。
1:08:26	修正をお願いします。
1:08:30	四国電力おかげさの検討させていただきます。
1:08:36	はい。
1:08:42	はい。
1:08:53	はい。
1:08:54	はい。
1:08:56	議長。
1:08:59	これで一応耐震のコメントを1回目の廃止。
1:09:04	ここにですか。
1:09:07	はい。今これせえっ対象21まではいい廃止のコメントは。はい。以上です。回答以上です。
1:09:21	わかりました。じゃちょっと確認ですかね。はい、コメント内容の確認を最初の部分させていただきたいと思います。
1:09:32	コメント管理表をご覧ください。まず2ページ目、最新の5についてですが、補足説明資料35ページの図に乾式の位置を図示するということを
1:09:45	いただいております。次耐震

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:49	きつといいですかね、耐震の 6。
1:09:52	こちらについてはですね耐震の 16 のコメントとあわせましてロックせん断誌験で問題ない旨を示すというの規制と追記いたします。
1:10:04	で、飛びまして、耐震の 14。
1:10:09	バットレスのせん断面積の考え方についてこちらNRA殿のほうで検討いただくということなんですが、先ほど弊社オカダの方がですね、口頭で説明しました内容ですね、少し寸法等も記載等を踏まえたですね、
1:10:26	説明の補足資料をですね、今週末に提出いただきさせていただこうと思っておりますので、それをそちらも踏まえてですね、ご検討いただけたらというふうに思っております。ありがとうございます。
1:10:38	はい。
1:10:41	最後耐震の 21 番。
1:10:44	耐震重要施設は
1:10:48	衛生設備を含めたですね波及影響について今回 4 年が回答者な対応をにプラスしてクセするルート等の場所等も踏まえたですね資料を補足説明資料に追加するということ。
1:11:03	を反映させていただきたいと思っております。
1:11:07	あと耐震計算書の用地、
1:11:14	のところが少し読みにくいというところがありましたのでそちらのほうの見直しをします。
1:11:21	で、耐震の
1:11:25	耐震の 19 番、基礎が読めるように申請書等の記載を見直すという以上がいただいたコメントかなというふうに思っております。
1:11:38	はい。
1:11:40	規制庁のほうです。大丈夫です。
1:11:43	はい。
1:11:46	ではよろしければですね引き続きコメント、西縁管理等のですね、全般の方ですね、1 ページ目のほう、
1:11:55	の全般の 12 と 3 について回答させていただきたいと思います。
1:12:06	はい。
1:12:08	はい。
1:12:10	遅刻第 5 表でございます。それでは①の資料の当位置右下 1 ページの全般についてご回答させていただきます。まず全般の 2 でございますけれども、コメントないとしましては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:25	基本設計方針のページで言うと2-2-6-3aと隔離施設の基本設計方針が ございますけれども、下から2行目のところで使用済み燃料乾式貯蔵室につ いての説明があり、
1:12:39	周辺施設の各施設が示されているが、この地層が記載されていない理由につ いて説明することということの御指摘いただいております。当社弊社の回答とい たしましては、当該箇所につきましては、基礎へ等、
1:12:55	小さい設備である使用済み燃料乾式貯蔵及び含めたものとして整理してござ います。来そうは当初済み燃料乾式貯蔵容器の間接支持構造物でございま すので、基本委員から完成地位構造物は個別に明示しておらず、申請説明含 めた記載としてございます。
1:13:14	また気相の具体的な設計につきましては、各通り施設の基本設計を信頼一章 の共通項目で減税共通の基本設計方針とひもづけを行った上で、当該基本設 計方針に使用済み燃料乾式貯蔵容器が設置された。
1:13:31	建物構築物として示してございます回答としては以上でございます。
1:13:38	規制庁の負荷で地形もちよっと1点確認したいところがありまして、設置許可 のところで16条だったかと思うんですけども、積雪のライナと書かれていると ころで、基礎が明示的に書かれていたと今回工認で幾つか書いてなくてそこに 設置許可との違いについて知りたいなと思ってちよっとコメントしたのが趣旨な んですけれどもその点いかがでしょうか。
1:14:03	四国電力のホリケです。おっしゃる通りテンプ、設置許可EPの伝播値の一覧 表のことですよね、そちらには、
1:14:15	はい。
1:14:16	出していただいておりますね。ええと設工認のほうにおきましてはですね、今 までもですね節理等において基礎等があるんですけども、そちらをですね、こ の赤く設備分類の基本設計方針のほうにですね。
1:14:31	明示をしているものはございません。言明の先ほど指摘いただいた基礎耐震 のところ等につきましてはですね一般的に基礎とかの記載はあるんですが、それ ぞれの設備に対して、例えば何とかタンク、
1:14:46	今日基礎というふうにですねちよっとそういうふうな記載をしていないというこ ろもありまして、各取のほうの贈賄指摘をいただいた箇所についてはですね、 液相の部分については記載していないと。
1:14:58	いう
1:14:59	整理になっております。
1:15:02	続いてですね。
1:15:05	何かのところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:07	ここでの明確化。
1:15:13	ですけども、
1:15:17	はい。
1:15:35	さっき何て言うと、
1:15:50	すいません。はい、整理としてはそういう整理だったんですけども、ですから、先ほど耐震のほうではあったようにGuideへの適用とかを踏まえると、
1:16:02	こちらの方も明確にさせていただくとするほうがいいのかというような意図でしょうか。
1:16:11	はい。
1:16:13	なんかちょっと、ちょっとすみません、そうそうあってください。
1:16:19	はい。
1:16:24	規制庁のS、A欲しい承知いたしました。
1:16:28	保守に入って、
1:16:30	ありがとうございます。
1:16:32	はい。
1:16:36	じゃあ、
1:16:37	はい。それでは全般さんのほうに進んでもよろしいでしょうか。はい、お願いします。
1:16:43	はい。年版の御指摘事項は同じ価格取説基本の方針で2-2-6-4 ページです、上から3行目で、
1:16:56	使用済み燃料乾式貯蔵用PA建屋並びに当たん正味の乾式貯蔵容量を呈する貯蔵架台及び基礎ボルトは設計基準対象世帯分離されている記載があるけれども、それ以外の周辺施設については設計基準
1:17:12	対象施設はないということかという御指摘をいただいております。回答いたしますは、設置変更許可で説明した内容と同じく、周辺施設のうち、特段の機能を有する設備を乾式キャスクや安全機能の維持するために、一般産業施設や、
1:17:29	公衆施設以上の耐震性を有する設備を設計基準対象施設として整理してございます。このため、高い耐震性を有する使用済み燃料乾式貯蔵容器使用済み燃料乾式貯蔵建屋並びに使用済み燃料乾式する及びを、
1:17:46	を呈する貯蔵が大及び基礎ボルトが設計基準対象施設に該当し、それ以外の周辺施設は設計基準対象施設が該当いたしません。
1:17:56	なお炉外周辺施設につきましては、° 使用済み燃料乾式貯蔵容器に波及的影響を与えない設計とするとともに、一般産業品として、耐震Cクラスに準じた設計とすることとしてございます。回答としては以上でございます。
1:18:21	規制庁です、措置規制庁の一掃しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:33	以上ですかね。
1:18:38	はい。それでは全般の回答としては以上でございます、次に自然現象のほうの回答をさせていただきたいと思うんですけどもよろしいでしょうか。
1:18:50	真剣に
1:18:52	が、
1:18:56	本編になった。以上、これまで説明がすべてでございます。
1:19:07	続き、
1:19:17	はい。それでは資料①のですね右下 6 ページの自然 2 の回答させていただきたいと思います。
1:19:27	はい、四国電力モリタでございます支援の 2 のご指摘内容の回答いたしますまずご指摘内容としましては、火山竜巻の評価における旧廃校の扱いについて、評価上どのように考慮しているのか説明することという御指摘いただいております。
1:19:43	回答としましては、火山と竜巻に分けて説明いたします。1 部当日コメントを受けた日のヒアリングで説明していることの重複を収録内容もありますが、改めて説明させていただきます。まず、火山の観点ですが、火山の評価における吸排気以降の扱いについては閉塞に対し、
1:20:01	Qはいこう下向きラビリンス構造とした降下火砕物侵入しにくくすることで、閉塞しない設計としておりますので内容の上は資料 2-3-3 の 6 ページにその旨記載しております。本件ヒアリングにも説明させていただいた内容でございます。
1:20:21	もう一つ、竜巻のほうに、に移りますと、竜巻の評価における 9 廃校の扱いについては旧廃校に竜巻飛来物が飛来することも考慮するという廃校をラビリンス構造としており、ラビリンス構造、構成する壁の厚み、いわゆる市開口部から見ると、
1:20:39	建屋の内側の壁でラビリンス構造を構成するところラビリンス構造を構成する壁と言ってますが、その厚みを確認した上で影響ないことを確認しております評価結果を資料 10-別添 1-2 にてお示しております。またヒアリングの日におきまして本件、
1:20:57	資料にわかるように追記するように御指摘いただいておりますので、旧廃校の竜巻飛来物評価については岩井コーナーラビリンス構造を構成する壁についても外郭の外郭を構成する部材として扱っていることが明確になるように、
1:21:14	回答欄の下部に示すような趣旨をべ資料 10-別添 1-2 の 2.3 評価をしに追記することといたします。次内容を読まさせていただきますと、衝突評価及び裏

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	面剥離に係る皇后強度評価において、飛来物が使用済み燃料乾式貯蔵建屋の
1:21:33	9 は一向に飛来することも考慮し、給排気孔のラビリンス構造を構成する壁についても、外科医外郭を構成する部材として扱う、この文書を設置することといたします。回答としては以上でございます。
1:21:48	はい、ありがとうございます。
1:21:53	※3 の修繕の二倍以上です。はい。時性状ツカベさんの御説明ありがとうございます。手話商企いたしましたって言ってん(2)ね今回その改革を構成する部材ということで方針はその通りで、ちょっと思うんですけども、具体的なその評価内容も、
1:22:13	いろいろ数字が入ってるかと思いますがそれも包絡されて、
1:22:17	いるということでよろしいですか。事実関係だけ買えと相当ようございます評価内容につきましてはあくまで外郭を構成する壁、ラビリンス構造の壁も踏まえましてええと最小部材厚さの壁を抽出しまして、
1:22:34	ちょっと朝マスクングだとは言えないんですけど、最初部材厚さを抽出して結果をお示しているという状況です。外貨構成不存在網羅的に調査しまして、対象部材厚さで評価結果が載っているという状況です。以上です。
1:22:50	はい、規制庁ツカベですとかいたしました。
1:23:01	はい。
1:23:02	四国電力のホリケです。以上の場合等でですね、一応あそこ以外の部分についての本日は回答部分は、コメント管理表のガイド部は終わっておりますので、よろしければですね。品証の資料 17。
1:23:20	の説明をさせていただきたいなと思います。
1:23:25	はい。
1:23:27	資料を見てます。
1:23:31	はい。
1:23:33	はい、以上ブレースはいお願いします。
1:23:37	はい。
1:23:38	はい、投資国内のオオヒラでございます。それでは資料 17 の説明をさせていただきたいと思います。設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書ということで、御説明させていただきます。資料 17 の構成といたしましては、資料 17-1 で
1:23:57	設計方針ですね、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:03	設計方針述べてその具体的な実績と計画に計画対実績についてはどうなんだというのを、資料 17-2 でまとめてございます。まず資料 17-1 につきましては常に昨年 8 月 6 日付で認可いただいております。
1:24:21	当社へ常設直流電源設備 3 系統目の映像工事計画の中で説明者内容とそう変わるものでございませんで、この資料 1 の説明は当割愛させていただいて、17-2 の
1:24:38	実績ですね、実績について簡単に
1:24:41	御説明させていただきたいなと思っております。それでは資料 17-2 をお願いいたします。
1:24:50	資料 10 何が本設工認に係る設計の実績、工事及び検査計画というものでございます。下のページめくっていただきまして、C17-2-2 をお願いいたします。
1:25:07	どんどんこれがですね、この施設工認を質問含めて工事検査を含めてですけどもどのようなプロセスで何をしますかというのをまとめたものでございます。表の見方といたしましては、各段階のですね、設計、例えば設計欄の 3.3.1 と。はい。
1:25:27	いるのが、資料 17-1 でいう 3.3.1 項に該当いたします。それで順番に
1:25:36	及びプロセスで資料を作って申請して法人工事検査につなげますということを記載してございます。
1:25:44	まずプロセス大きな流れを見ますと、設計の段階で、まず、対象となる技術基準。
1:25:53	の条文とその設備ですね適合示すための設備っていうのは抽出して、それでそのあと設計、3.3.3 の(1)で書いている設計 1 というところで、基本設計方針を作ります。触り受けた作った基本設計方針に対して、
1:26:10	音声 3.3.3 の(2)の設計 2 のところで、設計図書ですね、具体的に言いますと申請書につけている土曜目標や添付書類について整理を進めて社内の必要な手続きを踏まえて申請している。
1:26:29	ということでございます。そのあとまた別の工事検査につきましては、単点 4 以降に必要な手続きを踏むというのが大きな流れでございます。
1:26:44	当市 17-2 に戻っていただきまして、プロセスのところは先ほどご説明した内容ですねその隣の組織内外の総合関係といたしましては、二重丸と丸
1:26:59	関係なければということに期待はしますが凡例で記載させていただきますが、二重丸が下んと困るが関連する担当箇所ということで、本店発電所調達がある場合は供給者のところに丸がつくということで、それでどの、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:27:17	組織が、この項目遠隔項目に対して関係してるんだということを千鳥で記載してございます。その隣の実績と計画につきましては、実績がマルA棟を申請するにあたってすでに実施した活動、
1:27:33	参画がこれから等実施する活動ということでございます。
1:27:40	その隣インプットにつきましては、この例えば 3.3. 3 の一方の設計を活動を行うために必要なインプットを記載してございまして、それに対して、アウトプットはないですかというのを、
1:27:57	まとめたものでございます。
1:28:00	これが表のざっくりと見方でございまして、
1:28:04	えーとですね。
1:28:05	例えばもうちょっと割愛させていただきたいんだと思いますけれども、先ほど私が申し上げた通り適用条文をまず整理して、その上で基本設計方針を作成する。そのあと添付書類を
1:28:22	設計とですね設計図書として
1:28:26	添付書類を作成してたと必要な社内手続きを踏んで、
1:28:31	当設工認を申請しているという状況でございます。
1:28:36	簡単ではございますけれども、系統内容としては以上でございます。
1:28:50	17-3 末 17-1 のほうであるため、8 月のときに、
1:28:58	変わらないってということなんですけど。
1:29:01	だけど、同じ調達管理の方向だったりとか、それで公開。
1:29:09	Q&D評価と建屋のは、建屋つくってあとキャスクを作るっていう
1:29:16	のが同じで、
1:29:19	ただ、時新型安全性とか品質保証は保たれるっていう説明があることですかね。
1:29:27	はい。当四国電力やオオヒラでございます。その御理解で結構です。
1:29:35	とりあえずわかりましたっていうのとじゃっ資料 12 のほうの
1:29:42	インターのほうの様式も 1 から 8。
1:29:46	17-1 のほうにこういった感じですよって言うてるの。
1:29:52	同じってことですよ。それを企画するってことですよ。
1:29:56	はい、そうです。
1:30:00	あと、
1:30:03	その組織内外の相互関係であって設計が主に想定おそらく給水用業務で本店でやる。
1:30:14	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:15	供給者って何かおっしゃってたんですけど、調達するときにはっていう特許日程 させていただきますとですねと供給者というのは、その設計を進めるにあつて、やはり当社だけでは、
1:30:32	ものづくりという工事計画ができませんので、その等必要な箇所については、 供給者の方に調達をして、
1:30:41	設計図書
1:30:44	に委託報告書であったり、工事途中であったりというのは、
1:30:48	出していただいて、それでええとまあ設計をする具体的な設計を進めていくと いうプロセスになりますので、そういう意味の供給者でございます。
1:30:57	邪魔だと思って。
1:31:04	はい、そうでございます。
1:31:08	1/3.3.
1:31:14	どうぞ。
1:31:18	ところ、
1:31:21	これ、
1:31:23	インプットのところっていうのは、
1:31:26	もう1点だけで、
1:31:29	振り返ってますよっていうことなんですよ。この表的には、
1:31:33	すいませんインプットところが筒聞き取りづらかつ申し上げますもう一度など をインプットっていうか、例えばですけど17度に応じたところで今の点だけ二 重丸に主体と定めているんで。
1:31:48	急傾斜さんはマルついてないから。
1:31:52	この技術基準規則とかのそういうの基本設計方針の作成とかっていうのはもう 本店さんだけでこれやってますよっていう見込みですよ。はい、はい。
1:32:04	その御理解で結構です。
1:32:08	メーカーとかは次の3.3って、3-3.3.3の(2)から、
1:32:15	違ってくれますよっていう
1:32:19	はい、そうでございます。
1:32:24	はい。
1:32:42	規制庁ツカベですけど、ちょっと私も同じところで供給者のところにそのバルブ つける基準というのをちょっと知りたいんですが、これはそのハッチの段階で、 例えば何とかの説明書についてはお願いするという。
1:32:58	供給者もわかって丸がつくものなのかそれともその事業者さんのほうで、コア の供給者がもう関係するということで、
1:33:09	○をつけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:11	られるものなのかその基準というか考え方を少し教えていただけますでしょうか。四国電力オオヒラがございませう。この供給者に丸がついてるかどうかというのは、
1:33:23	事業者の方で資料作成するときに必要かどうかということで判断してますね、具体的に言うんですね、インプットのところで調達図書という
1:33:34	うん。内容記載があるものについては、供給者が丸になっているというそういう整理でございまして、時積は先ほど私が申し上げた通りの整理でございませう。
1:33:48	規制庁つかめるわかりましたありがとうございます。
1:33:59	なお、
1:34:02	設計の中からちょっと先の話になってあれなんですけど、工事及び検査
1:34:20	机とですね工事及び検査の項目で供給者がマルになってる箇所っていうのはまず物づくりの調達っていうのは共有しておりますので、
1:34:33	具体的なせ設計の実施の設計さんというのが実際ものづくりを進めていくというものでございまして、3ところについては、教育長丸がついてるとで使用前事業者検査の実施のところにつきましてもすべて
1:34:49	当社のほうで実施するというわけではなくてと供給者の方にも助勢という形で入っていただく。
1:34:59	ことを考えてますので、そういう点で教育者丸がついているというものでございませう。以上です。
1:35:22	括弧を寄付
1:35:24	発電所、
1:35:27	密度1ですけど。
1:35:30	もうメーカーさんなりするところはちなみに、
1:35:35	9電の空きすいません四国の方。
1:35:38	レシップの合併とショックいんすさんのことを前提と発電所で二重丸でしてるんですかね。例えば委託職員さとかあるじゃないか、そういう人達も入っちゃっているか。
1:35:54	ここに書いてある本店等へと発電所というのは、当社の社員のみでございませう。
1:36:02	わかりました。
1:36:04	うん。
1:36:18	はい。
1:36:19	御説明はわかりました。ありがとう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:23	私四国電力のホリケです。ちょっと17の、先ほどの資料で1点だけ、17-1-5 ページ本店組織及び発電所組織に関わる体制なんでございますが、こちらについてはですね3月1日付でですね発電所側のほうの
1:36:41	体制が少し変わっております。具体的に言いますと、ちょっと3-1-1 図ご覧になれますでしょうか。
1:36:50	見てます。
1:36:51	はい。ええとですね、ちょうど社長などが右に行っていたいて品証品質保証部長っていうところがあると思いますねそこに、その下に枝分かれして各課長がおるんですが、この中の上から12375 個目の法定管理課長が定検検査課長。
1:37:08	の中に含まれます工程管理課長っていうところがなくなります。それともう一つがですね、その品質保証部長のところから二つ下がっていただきまして、発電部長。
1:37:19	その下の発電課長と系統管理課長っていうのがありますが、こちらですね、系統管理課長の役員につきまして発電課長の方に入りますので、そこがなくなるということになっておりますので、今回の設工認のですね設計等に関係はないんですけども。
1:37:36	3月1日付でその組織変わっておりますので、そこについてはですね、温度の補正の中で修正させていただこうと修正というか、実際に変わったんでそれを反映した形に補正したいというふうに考えております。以上です。
1:37:51	年末
1:37:53	決めちゃって。
1:37:55	ちょっと前に
1:38:02	そうですね、その御認識ではい。
1:38:05	わかりました。ありがとうございます。
1:38:07	はい。
1:38:09	では、よろしければですね。品証まで終わりましたので、12時までの安易でですねキャスクについて少しコメント管理表のほうで進めたいと、埋め立てただけならなと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。
1:38:28	ツカベですけど、多分ご質問視察者もちょっとされていないかもしれないので、そうですねと時間もあれなのでアップさサクライさんとのナカジマですかね、今会長がまだないですね、一時的にですね。
1:38:52	でしょ。
1:38:54	規制庁サクライですけれども、とりあえず、
1:38:59	今日は時間

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:05	でしょ。それ以外は非常に今御説明いただいたものでなければ、これに終了したいと思うんですがいかがでしょうか。
1:39:14	四国電力ホリケですはい、承知いたしました。
1:39:19	すみませんが、これにて、国会のヒアリングは終わりにしたいと思います。ありがとうございました。
1:39:26	ありがとうございました。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。